

宮城県道路公社 建設部				みやぎ県北高速幹線道路 工事事務所														
部		次		副参事		所		技術副参事		技術主幹		技術主幹		技術主幹		技術主幹		設計者
長			長			長												
工 事 仕 様 書																		
事業年度			令和2年度			工事番号			令和2年度受(Ⅲ)橋第2-2-3号									
工事名			みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ) 橋梁上部工(加賀野高架橋)その3工事 実施 仕様書															
路線名			(主) 築館登米線															
施工地名			登米市 中田町 石森 地内															
工期			契約締結の翌日			～			令和3年11月30日			まで			日間			
工 事 概 要																		
別紙のとおり。																		

工 事 概 要	
加賀野高架橋 橋長 L=450.0m	
施工延長 L=278.0m 幅員 W= 6.5(7.5) m	
鋼5径間連続少数鈹桁橋	
PC床版工(プレキャストPC床版架設・接合)	A= 2,180 m ²
伸縮装置設置工	L= 14.8 m
鋼製排水溝	L= 551 m
地覆工(壁高欄コンクリート)	V= 207 m ³
落下物防止柵	L= 411 m
仮設工	N= — 式

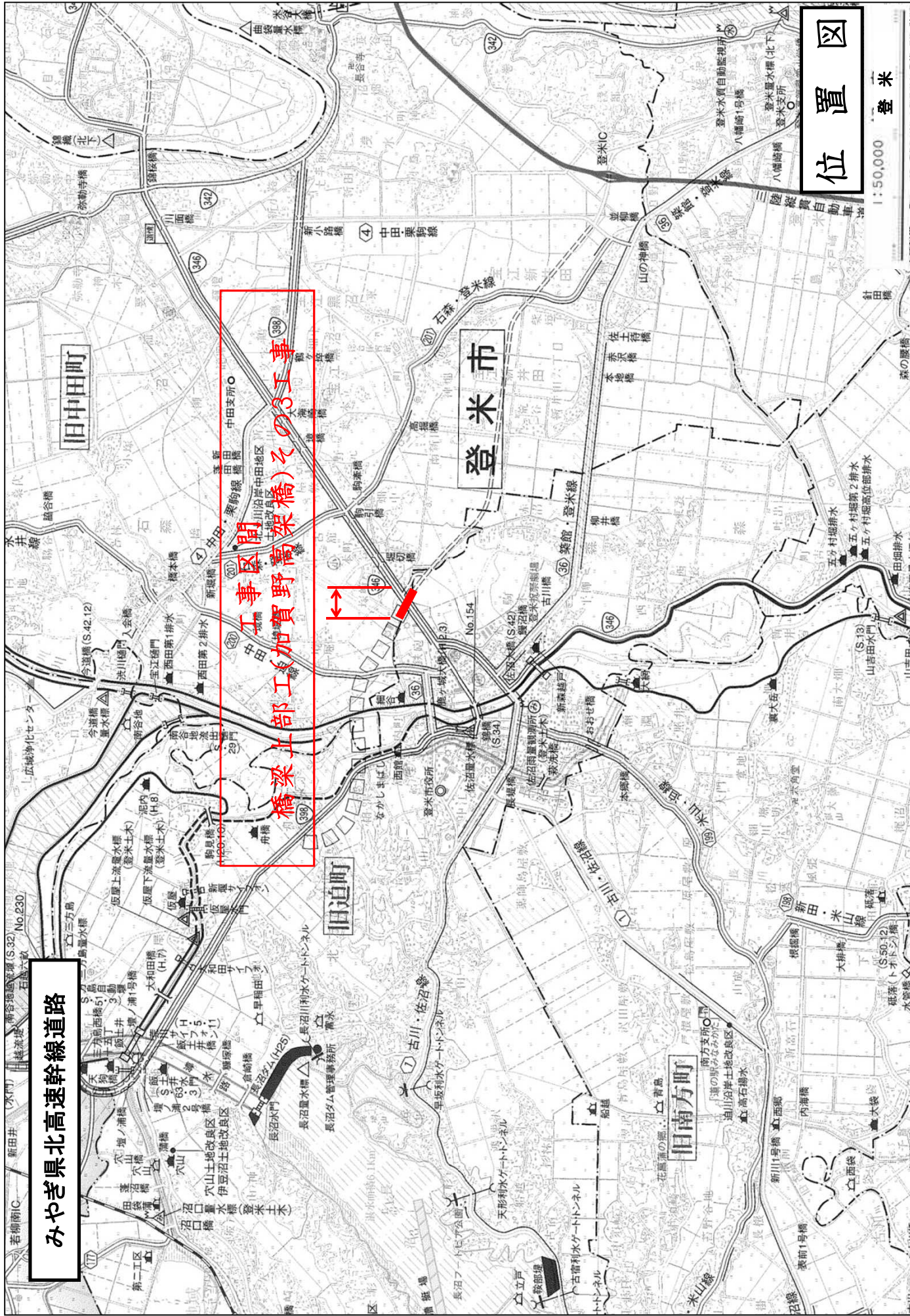
みやぎ県北高速幹線道路

旧中田町
旧迫町
登米市
旧南方町

工事区間
橋梁上部工(加賀野高架橋)その3工事

位置図

1:50,000 登米



－ 特 記 仕 様 書 －

施 工 条 件 明 示 書

工事番号	令和2年度 受(Ⅲ)道第2-2-3号	工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ) 橋梁上部工(加賀野高架橋)その3工事		事務所名	宮城県道路公社		
項 目		条 件		内 容	施 工 方 法		備 考	
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。						
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置								
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」		●ある	令和3年2月1日(「3 工程関係」に条件がない場合は、期日以前の着手も可能)					
		○ない	○ある	請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事) 契約日から〇〇日以内 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。				
		●ない	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)					
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html						
3 工程関係								
(1) 関連工事による施工時期の調整		●ある	○ない	特記事項1 (1)のとおりに		監督職員と協議を行い、施工すること。		
(2) 施工時期による制限		○ある	●ない					
(3) 関係機関等との協議の未成立		●ある	○ない	国道、市道の夜間通行止めに関する協議。		監督職員と協議を行い、施工すること。		
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		●ある	○ない	上記協議結果によっては、条件が付されることがある。		監督職員と協議を行い、施工すること。		
4 公害対策関係								
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		●ある	○ない	特記事項1 (2)のとおりに				
5 安全対策関係								
(1) 交通安全施設等の指定		●ある	○ない	特記事項1 (3)のとおりに				
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		○ある	●ない					
6 排水工関係								
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性		○ある	●ない					
7 建設副産物対策関係								
(1) 共通事項		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。						
				処理・処分する場所	処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	
		工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。						
(2) 建設発生土	処理・処分	○ある	●ない			km	時 分 ～ 時 分	
(3) 建設発生土以外の 建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある	●ない		km	時 分 ～ 時 分	
		アスファルト塊	○ある	●ない		km	時 分 ～ 時 分	
		建設発生木材	○ある	●ない		km	時 分 ～ 時 分	
		建設汚泥	○ある	●ない		km	時 分 ～ 時 分	
		その他	○ある	●ない		km	時 分 ～ 時 分	
(4) 再生材の利用		○ある	●ない	種類・数量				
8 現場環境改善		○ある	●ない	内容 現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。				
9 品質証明								
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象		●ある	○ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。				
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象		○ある	●ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。				
10 標準的な設計図書による発注方式		○ある	●ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。				
11 資材関係								
(1) 生コンクリート		生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。						
(2) 購入土		購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。						
(3) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は環境政策課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。		必須	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。					
		○ある	●ない	2. 盛土材、埋め戻し材				
		○ある	●ない	3. その他()				
(4) 県内産製品の使用		○ある	●ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html				
(5) 現場吹付法砕工		吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。						

12 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	☐ 対象	☒ 対象外	1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	☐ 対象	☒ 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
13 業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	☐ 対象	☒ 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行う
(2)工事書類の簡素化の試行について	☒ ある	☐ ない	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
14 週休2日モデル工事の適用の有無			
(1)週休2日モデル工事	☐ 対象	☒ 対象外	週休2日モデル工事の対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日モデル工事」実施要領に基づき行うこととする。なお、週休2日モデル工事の型式については、下記(2)のとおりとする。
(2)週休2日モデル工事の型式	☐ 発注者指定型	☒ 受注者希望型	1. 発注者指定型の場合は、当書積算時に4週8休以上を確保した場合の経費の補正を行うこととし、設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。 2. 受注者希望型の場合は、設計変更時に達成状況に応じた経費の補正を行うこととする。 なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
15 その他			
(1)舗装の下請制限について	☒ ある	☒ ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。
(2)「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。
(3)三者会議の対象の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。
(4)貸与資料の有無	☒ ある	☐ ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料(みやぎ県北高速幹線道路(佐沼工区)2号橋詳細設計業務委託報告書)
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	☐ ある	☒ ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。

東日本大震災に伴う特例制度

項 目		条 件		内 容	施 行 方 法	備 考
16 積算基準及び設計単価の適用期日						
(1) 積算基準及び設計単価の適用について		☒	☐	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。		
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更		☒	☐	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の設計単価とする。		
17 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用						
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事		☒	☐	1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: <u>17.81%</u> 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、<u>2.21%</u>通勤等に要する費用)の割合: 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。		
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事		☐	☒	本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
18 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更						
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更		☒	☐	下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。	受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項	
19 施工箇所が点在する工事の間接費の積算						
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事		☐	☒	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。 また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。		
20 その他						
(1) 機械損料の補正について		☐	☒	本工事で使用するブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く)、バックホウ、ダンプトラック(建設専用ダンプトラックを除く)については運転1時間(日)当たりの損料に105/100を乗じている。		
(2) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い		☐	☒	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(3) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について		☒	☐	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.5 現場管理費:1.2		

特 記 事 項

1 現場条件			
(1)関連工事について	当該工事箇所において、先行工事(加賀野高架橋その2工事)及び後発工事(舗装(3-2工区)工事)を計画しているので、施工時期や手順について関係者と調整のうえ工事を進めること。 先行工事からの引き受け時期は、令和3年5月上旬を予定しており、後発工事への引渡し時期は令和3年11月上旬を予定している。		
(2)周辺状況について	当該工事箇所は商店・スーパー等が隣接しているため、営業に支障の無いよう、騒音振動対策に留意すること。		
(3)安全対策について	一般車両や第三者の安全確保のため、必要となる交通誘導員や保安施設等を適切に配置すること。		
(4)事前周知について	工事に先立ち、地元関係住民や登米市などの関係機関に対し工事内容の説明を行うこと。		
(5)暴力団等の排除について	1 乙が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施工。(以下、「排除要綱」と言う)。別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することができる。 2 乙は排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者に、この契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負受託をさせた者が、排除要項別表各号に該当すると認められたときは、当該下請契約等の解除を求めることができる。 3 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者(以下、「暴力団員等」という)。から不当要求を受けたときは、速やかに警察への通報をおこない、捜査上必要な協力をおこなうとともに発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは、受託をさせた者が暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は被害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行延滞等が発生する恐れがあると認められるときは、必要に応じて工程の調整、工期の延長等の措置を講ずる。		
(6)工事目的物の引渡方法等について	本工事完成後の工事目的物の引渡方法等については、別途協議を行う。		
(7)その他について	疑義が生じた場合は、施工前に監督員に協議すること。		
2 施工			
(1)架設工について	PC床版架設工および足場撤去工において、(国)346号、市道梅ノ木駒牽線、市道北方中田線については、夜間通行止めで施工する計画としている。		
(2)膨張コンクリートについて	膨張コンクリートについて、試験練をしコンクリート規格の品質を確認後、本施工をすること。		
(3)事故防止について	施工にあたっては、労働災害及び第三者への事故の防止に努めること。 災害が発生した際は、速やかに監督職員に報告すること。		
(4)現場打ち鉄筋コンクリートについて	(1)スランブ値 現場打ち鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成29年3月、流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランブ値を設定するものとする。 ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物※ においては、スランブ値を12cmとすることを標準とし、レディーミクストコンクリート標準仕様基準によるものとする。 ※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、共通仕様書等に記載のあるコンクリート舗装工、現場打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除く。 (2)スランブ値の変更 一般的な鉄筋コンクリート構造物の施工における現場打ちコンクリートのスランブ値を標準の12cmから変更しようとする場合は、コンクリート標準示方書(施工編)の「最小スランブの目安」等に基づき、変更が必要と認められる場合は設計変更の対象とする。		
(5)その他について	疑義が生じた場合は、施工前に監督職員に協議すること。		
3 積算			
(1)間接工事費の工種区分について	間接工事費の工種区分については、「河川・道路構造物工事」としている。		
(2)支給品の取扱いについて	プレキャストPC床版については、「桁等購入費」の扱いとし製品価格193,213,400円に対して現場管理費のみ計上している。 その他の支給品については、「別途製作の製作費」の扱いとして全ての間接費の対象外としている。		
(3)交通誘導員の配置について	施工期間中(実工事日数積上げ)を通し、2名/日の交通誘導員を計上している。		
(4)仮設材について	本工事において、足場材・敷鉄板等の仮設材は、既発注工事から引き継ぐ計画となっているため、設置期間の賃料と撤去費用を計上している。		
(5)架設計画について	本工事の床版架設については、参考図のとおりクローラークレーン(150t)を4箇所配置換えして施工する計画となっているが、受注後、架設計画を立案し、効率的・経済的な架設方法を検討すること。		

工事数量総括表(本01)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)橋梁上部工(加賀野高架橋)その3工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 鋼橋上部	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
鋼橋上部							
床版工			式		1		
PC床版工			式		1		
PC床版			式		1		プレキャストPC床版：支給品
橋梁付属物工			m2		2, 180		
伸縮装置工			式		1		
鋼・コン製伸縮装置		伸縮装置規格：伸縮量160mm (P2橋脚部)	m		7. 4		支給品
鋼・コン製伸縮装置		伸縮装置規格：伸縮量160mm (A2橋台部)	m		7. 4		支給品
壁高欄カバー		SUS304	組		4		
排水装置工			式		1		
鋼製排水溝			m		551		支給品

工事数量総括表(本01)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)橋梁上部工(加賀野高架橋)その3 工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 鋼橋上部	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)		数量増減	摘要
排水管		管規格:VP管					
排水装置		規格:床板水抜き	m		85		
コンクリートアンカーボルト設置			箇所		2		
			本		168		
地覆工			式		1		
壁高欄コンクリート		コンクリート規格:24-12-25(20)-55%(膨張材有)	m3		141		
壁高欄コンクリート		コンクリート規格:24-12-25(20)-55%(膨張材・剥落対策材有)	m3		66		
壁高欄型枠			m2		1,330		
壁高欄鉄筋		規格:SD345, D16~25	t		4.16		
壁高欄鉄筋		規格:SD345, D13	t		16.74		
壁高欄目地工			m2		11		
橋梁用防護柵工			式		1		

工事数量総括表(本01)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)橋梁上部工(加賀野高架橋)その3 工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 鋼橋上部	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)		数量増減	摘要
	落下物等防止柵	規格:アルミ合金製, H=1.0m					
門扉			m		411		
銘板工			箇所		2		
橋名板		材質:青銅鑄物	式		1		支給品
鋼橋足場等設置工			枚		4		
橋梁足場工		撤去	式		1		
架設足場		橋梁の種類:プレートカッター・ボックスカッター	式		1		
橋梁防護工		撤去	m2		2, 270		
板張防護			式		1		
昇降用設備工		撤去	m2		550		
登り栈橋			式		1		
			箇所		6		

工事数量総括表(本01)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)橋梁上部工(加賀野高架橋)その3 工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 鋼橋 上部	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
既設橋梁接続工							
地覆工			式		1		
			式		1		
壁高欄コンクリート		コンクリート規格:24-12-25(20)-55%(膨張材有)	m3		0.5		
壁高欄型枠			m2		4		
排水装置工			式		1		
鋼製排水溝			m		1.2		支給品
検査路工			式		1		
検査路			t		0.16		支給品
橋梁下部			式		1		
橋台工			式		1		
橋台躯体工			式		1		

工事数量総括表(本01)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)橋梁上部工(加賀野高架橋)その3工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 橋梁下部	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)		数量増減	摘要
	コンクリート	コンクリート規格:36-12-25(20)-55%,養生費:一般養生,コンクリート夜間割増:無し	m3		1.4		
	コンクリート (壁高欄)	コンクリート規格:24-12-25(20)-55%(膨張材入),養生費:一般養生,コンクリート夜間割増:無し	m3		0.5		
	型枠	型枠の種類:一般型枠	m2		8		
舗装			式		1		
舗装工			式		1		
舗装準備工			式		1		
調整コンクリート		コンクリート規格:18-8-40-60%,敷厚:6.1cm	m2		625		
仮設工			式		1		
仮設工			式		1		
敷鉄板		撤去	m2		641		
交通管理工			式		1		

工事数量総括表(本01)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)橋梁上部工(加賀野高架橋)その3 工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)		数量増減	摘要
交通誘導警備員								
直接工事費			式		1			
			式		1			
共通仮設			式		1			
共通仮設費			式		1			
運搬費			式		1			
重建設機械分解組立輸送費		床板架設機械	式		1			
重建設機械分解組立費(移設)		床板架設機械	式		1			
建設機械運搬費(移設)		床板架設機械	式		1			
仮設材運搬費			式		1			
共通仮設費 (率計上)			式		1			
純工事費			式		1			

工事数量総括表(本01)

工事名	みやぎ県北高速幹線道路(Ⅲ)橋梁上部工(加賀野高架橋)その3 工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 舗装	
	工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)		数量増減	摘要
現場管理費							
工事原価			式		1		
一般管理費等			式		1		
工事価格			式		1		
消費税額及び地方消費税額			式		1		
工事費計			式		1		